

# 令和2年給与に関する報告・勧告の骨子

令和2年10月21日  
山梨県人事委員会

## 給与勧告のポイント

- 特別給（期末手当及び勤勉手当）を引下げ（△0.05月分）  
月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

### I 給与勧告の基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもの
- ・ 本委員会は、公民給与を精密に比較し、民間の給与水準との均衡が保たれることを基本に、国や他の都道府県の職員の給与水準との均衡等も考慮に入れ勧告
- ・ 情勢適応の原則に基づき適正な職員給与を確保することは、効率的な行政運営の基盤であり、県民の理解を得る上でも重要

### II 特別給の改定等

#### 1 民間給与との比較

127 民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特別給に関する調査を実地によらない方法で先行実施(期間:令和2年6月29日～7月31日 完了率:88.2%)。  
なお、月例給に関する調査は8月17日から9月30日まで実施。

#### 〈特別給（期末手当及び勤勉手当）〉

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

#### 民間と職員の特別給の支給状況

民間	職員
4.46月分	4.50月分

#### 2 特別給の改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るとともに、国家公務員の支給月数を考慮し引下げ  
年間支給月数 4.50月 → 4.45月（△0.05月分）  
民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

#### 一般の職員の場合の支給月数

	6月期	12月期
R02年度 期末手当	1.300月（支給済）	1.250月（現行1.300月）
勤勉手当	0.950月（支給済）	0.950月（改定なし）
R03年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.950月	0.950月

#### 〔実施時期〕

- ・ 条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）  
ただし、令和3年度以降の改定については、令和3年4月1日から実施する。

#### 3 月例給

職員と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

### Ⅲ 給与勧告実施の要請

- 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものであり、議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請

### Ⅳ 公務運営に関する報告

- 公務運営に関する報告は、月例給に係る報告・勧告と併せて別途報告を予定

#### 【参考】

##### 1 今回の勧告後の平均年間給与 行政職平均（新卒採用者を除く。）

平均年間給与		増減額（率）
改定前	改定後	
6,305,000円	6,285,000円	△20,000円(△0.32%)

(年間給与＝給与月額＋期末勤勉手当)

##### 2 最近の特別給の改定状況

年度	特別給（月）		
	年間支給月数 (改定前)	改定	年間支給月数 (改定後)
平成23年度	3.95	—	3.95
平成24年度	3.95	—	3.95
平成25年度	3.95	▲0.05	3.90
平成26年度	3.90	0.20	4.10
平成27年度	4.10	0.10	4.20
平成28年度	4.20	0.10	4.30
平成29年度	4.30	0.10	4.40
平成30年度	4.40	0.05	4.45
令和元年度	4.45	0.05	4.50
令和2年度	4.50	▲0.05	4.45